



## 今月のトピックス

### ◇ 全社協からのお知らせ

- 「社協・生活支援活動強化方針」第 2 次アクションプランを一部改定（地域福祉部）
- 社協頒布資料のご案内（地域福祉部）

### ◇ 制度・施策等の動き

- 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」の公布（官報）
- 通知「被保護者家計相談支援事業の実施について」の発出（厚生労働省）
- 介護サービスの経営主体の大規模化を提案（財政制度等審議会財政制度分科会）
- 居住支援法人の指定状況一覧の公表（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）

### ◇ その他(参考情報)

- 「これからの広域避難者と支援に関するアンケート調査報告書」がまとまる（中央共同募金会）
- 「平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査結果」を公表（厚生労働省）
- 「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果」を公表（厚生労働省）
- 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」報告書の公表（厚生労働省）
- 「将来の介護受給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書」が公表（経済産業省）
- 「生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業報告書」がまとまる（日本総合研究所）
- 「社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業報告書」がまとまる（みずほ情報総研）
- 「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業報告書」がまとまる（日本福祉士会）
- 「地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究報告書」がまとまる（日本福祉士会）

## ◇ 全社協からのお知らせ

### 「社協・生活支援活動強化方針」第 2 次アクションプランを一部改定（地域福祉部）

本年 4 月に改正社会福祉法が施行され、各自治体において包括的な支援体制の整備、市町村地域福祉計画の策定・改定等が進められようとするなか、全社協・地域福祉推進委員会では、「社協・生活支援活動強化方針」を一部改定しました。今般の改定では、改正社会福祉法にもとづく地域共生社会の実現に向けた社協実践の推進を図ることをポイントにし、「強化方針」を生かし、社協の事業活動を地域生活課題への対応と包括的な支援体制の構築にどのように結びつけていくかを反映するかたちで整理しています。

一部改定した『「社協・生活支援活動強化方針」～地域共生社会の実現における社協の事業・活動の展開に向けて～』は、5 月上旬頃「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」等に掲載します。

【地域福祉・ボランティア情報ネットワーク】<https://www.zcwvc.net/>



### 社協頒布資料のご案内（地域福祉部）

全社協・地域福祉部では、社協活動に役立てていただくための資料を作成しています。年度初めに発行した最新資料には「社協新人ハンドブック」や「社協パンフレット」等があります。

頒布資料リスト及び申込書は地域福祉部のホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」に掲載していますのでご覧ください。

【地域福祉・ボランティア情報ネットワーク】社協頒布資料  
<https://www.zcwvc.net/関係資料-書籍/社協頒布資料/>

## ◇ 制度・施策等の動き

### 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」の公布（官報）

平成 30 年 3 月 20 日、厚生労働省より、退職共済事業関係の勘定科目および役員退職慰労金関係の勘定科目等の追加を内容とする改正会計基準省令が公布されました。

詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会福祉法人会計基準 平成 30 年 3 月 20 日公布省令・発出通知  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

### 「被保護者家計相談支援事業の実施について」通知が発出（厚生労働省）

平成 30 年 3 月 30 日、厚生労働省より「被保護者家計相談支援事業の実施について」通知が発出されました。

本事業は、就労による自立を目指す生活保護受給者や高校卒業後に進学を検討している子どもがいる世帯等で、保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行うものです。

当事業実施に当たっては、生活保護制度の自立支援プログラムに位置づけて実施し、生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めることとしています。また、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する支援については、個別に世帯を訪問する以外に、複数の者にセミナー形式で、生活保護制度における進学資金の準備方法や、利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等を行う方法等も考えられるので、状況に応じた支援を実施することとしています。

委託によって行う場合には、生活困窮者自立支援事業の家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ることが必要とされています。

通知内容等の詳細については、**別添資料①**をご覧ください。



### 介護サービスの経営主体の大規模化を提案（財政制度等審議会財政制度分科会）

平成 30 年 4 月 11 日、財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、財務省より社会保障の各論について論点と改革の方向性が示されました。

介護サービスの経営主体の大規模化の具体的な施策として、①介護サービス事業の人事や経営管理の統合・連携事業を自治体が目標を定める、②一定の経営規模を有する経営主体の経営状況を介護報酬などの施策の決定にあたって勘案する、③経営主体について一定の経営規模を有することや、小規模法人については人事や経営管理等の統合・連携事業への参加を指定・更新の要件とすることが例示として示されました。

詳細資料については財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】財政制度等審議会財政制度分科会

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia300411.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia300411.html)

### 居住支援法人の指定状況一覧の公表（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）

住宅セーフティネット法の改正により、平成 29 年 10 月から、家賃債務保証、賃貸住宅への情報提供、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」が新たに位置づけられました。

居住支援法人の主な業務は、①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③見守りなど要配慮者への生活支援等で、指定される法人は、社会福祉法人をはじめ NPO 法人や一般社団・財団法人、居住支援を目的とする会社等です。4 月 9 日現在、社会福祉法人は 7 か所、そのうち社協は大阪府・岸和田市社協が指定されています。

指定状況一覧については、セーフティネット住宅情報提供システムをご覧ください。

【セーフティネット住宅情報提供システム】居住支援法人一覧（平成 30 年 4 月 9 日時点）

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



## ◇ その他（参考情報）

### 「これからの広域避難者と支援に関するアンケート調査報告書」がまとまる（中央共同募金会）

社会福祉法人中央共同募金会では、武田薬品工業株式会社の寄付プロジェクト「日本を元気に・復興支援」から寄託され、東日本大震災により被災 3 県外に避難されている方々（以下、「広域避難者」）を支援するプログラムを、2014 年度より行っています。

2017 年 3 月までに、避難指示の解除や、自主避難者に対する住宅支援の終了など、広域避難者をめぐる環境が大きく変わることを受けて、支援団体や自治体、避難当事者の状況やニーズを把握するために、「これからの広域避難者と支援に関するアンケート調査」を実施しました。

この度、その調査結果をまとめた報告書を作成しました。報告書では、広域避難者の存在を把握し、実際に支援に関わっている（支援終了も含む）自治体は 6 割、社協では 4 割となっている調査結果が示され、特に社協において、広域避難者に対する支援が必ずしも十分に進んでいない現状が明らかになっています。

また、調査結果によると、回答があった社協の約 4 割が「避難者がいる」ことを把握していますが、積極的にかかわるべきだと回答した社協は 2 割弱であることがわかりました。

今後の支援について、社協においては、行政や避難者からの要請があるとき、通常業務の中で必要に応じて関わるべきとの回答が約 8 割となっており、今後想定される支援には相談支援以外にも生活困窮者自立支援事業を始めとした学習支援や就労支援、居住支援や等が考えられます。

アンケート調査報告書については、中央共同募金会のホームページをご覧ください。

【中央共同募金会】「これからの広域避難者と支援に関するアンケート調査」

<https://www.akaihane.or.jp/csr/takeda/report>

### 「平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査結果」が公表（厚生労働省）

厚生労働省より介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とした「平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査」の結果が公表されました。

調査結果によると、介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得（届出）している」事業所が 91.2%、加算を「取得（届出）していない」事業所が 8.8%となっており、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員の平均給与額について、平成 28 年と平成 29 年の状況を比較すると、約 12,200 円増加していることがわかりました。

調査結果等詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】介護事業経営調査委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202417.html>



### 「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果」が公表（厚生労働省）

厚生労働省より障害福祉サービス等従事者の処遇状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とした「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の結果が公表されました。

調査結果によると、福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得（届出）している」事業所等が 80.4%、福祉・介護職員処遇改善特別加算を「取得（届出）している」事業所等が 1.4%、「取得（届出）していない」事業所等が 18.2%となっており、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得（届出）している事業所等における福祉・介護職員の平均給与額について、平成 28 年と平成 29 年の状況を比較すると、約 16,500 円増加していることがわかりました。

調査結果等詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】統計情報・白書

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu\\_tyousa/h29.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/h29.html)

### ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（厚生労働省）

平成 30 年 3 月 27 日、厚生労働省・福祉人材確保専門委員会より「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」とりまとめた報告書が公表されました。

地域共生社会の実現に向けて求められるソーシャルワークの機能やその中で社会福祉士が担うべき役割、多様化・複雑化する地域の課題に対応できる実践力の強化のための方策等について議論の結果をとりまとめたものになっています。

報告書については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html>

### 「将来の介護受給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書」が公表（経済産業省）

平成 30 年 4 月 9 日、経済産業省より、人生 100 年時代を見据えた、高齢者の就労を含む社会参加の促進に向けて、「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」の報告書が公表されました。

報告書では、団塊の世代が 85 歳を超える（85 歳以上では要介護（要支援）者が 6 割を占める）2035 年を目途に、将来見込まれる介護人材不足の解消・軽減に向け、(1) 介護予防の観点からの社会参加の促進に向けた方策、(2) 介護分野における人材確保力の強化に向けた方策の 2 つの視点から、提言をとりまとめています。

報告書は経済産業省のホームページをご覧ください。

【経済産業省】「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」報告書

<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180409004/20180409004.html>



「生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業報告書」がまとまる（日本総合研究所）

平成 30 年 4 月 10 日、日本総合研究所より、「生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業報告書」が公表されました。この報告書は、都道府県域における生活支援体制整備事業の推進に着目し、都道府県による市町村支援に関するアンケート・ヒアリング調査を通じて推進にかかるポイントや事例を整理した上で、研修会の開催や手引きを取りまとめたものです。

この調査研究の成果を踏まえ、「都道府県における推進チームづくり（体制整備事業の推進体制の構築、アドバイザーグループとの連携、庁内調整）」と「市町村支援にかかる基本的な取り組み（1.市町村の進捗支援、2.人材の発掘・育成、3.専門的な知見・資金面のバックアップ、4.普及啓発・参画促進）」の項目に整理し、各項目のポイントと事例を整理しました。さらに、体制整備事業の基本的な考え方や具体的な工夫・課題、都道府県域における推進の基本的な考え方、市町村支援の具体例、推進に役立つ情報を整理し、手引きとして取りまとめられています。

詳細や報告書については日本総合研究所のホームページをご覧ください。

【日本総合研究所】生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業

<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/10400/>

「社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業報告書」がまとまる（みずほ情報総研）

この度、みずほ情報総研より、「社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業」の報告書が公表されました。

先般の「社会福祉法人制度改革」では、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上等を目的に会計監査人制度が導入されました。現在、会計監査人の設置が義務付けられている社会福祉法人は、収益 30 億円超又は負債 60 億円超とされていますが、今後、対象範囲の段階的な拡大が予定されています。

このため、本報告書は、段階施行の具体的な時期および判断基準を検討するために、会計監査人による会計監査の導入効果を調査し、その結果をまとめたものです。

報告書についてはみずほ情報総研のホームページをご覧ください。

【みずほ情報総研】社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業

<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2018.html>



「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業報告書」がまとまる（日本社会福祉士会）

この度、日本社会福祉士会より、「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」の報告書が公表されました。この報告書は、成年後見制度の利用促進にあたって、規模や状況の異なる市町村の参考となるよう、支援の各場面やネットワークの構築について、先進事例を通じて中核機関の役割・支援機能及び体制整備のために必要な要素と過程を整理したものです。

現在、成年後見制度利用促進基本計画の実施を踏まえ、利用者身近な地域単位である市町村における中核的な相談支援機関において、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ間なく一体的に確保していくことが求められています。

報告書については日本社会福祉士会のホームページをご覧ください。

【日本福祉士会】補助金・助成金事業

[http://jacsw.or.jp/01\\_csw/07\\_josei/index.html](http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html)

「地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究報告書」がまとまる（日本社会福祉士会）

この度、日本社会福祉士会より、「地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究」の報告書が公表されました。

近年、ソーシャルワークについては、社会状況の変化による福祉ニーズの変化にともない、様々な分野での活躍が期待されています。その背景を踏まえ、本報告書では、全国の様々な地域において、社会福祉士が地域共生社会の実現に向けた体制構築において必要なソーシャルワークの機能を果たしていることを実証するとともに、そのソーシャルワークの機能を果たすために必要な価値、知識、技術、組織要因等を考察しています。

報告書については、日本社会福祉士会のホームページをご覧ください。

【日本福祉士会】補助金・助成金事業

[http://jacsw.or.jp/01\\_csw/07\\_josei/index.html](http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

\* 「News File」では、毎月1回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話かeメール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。